平成２４年（フ）第１２６３号
堺市北区北長尾町３丁２番18号　栄荘２Ｆ
破産者　原口　　満（旧姓石倉）
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１０号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番33―105号
破産者　水本　和子
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
奈良県大和郡山市矢田町字大谷382―２、住民票上の住所奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―202
破産者　岡本　翔太
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４２号
奈良市忍辱山町2001番地
破産者　エステルームダンこと　米蔵　南妃
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４９号
奈良県大和郡山市北大工町14番地１　シティパレス21柳町Ｐ―Ⅱ303号
破産者　川村　佳司
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６９号
香川県東かがわ市三本松1278番地３
破産者　伴仲　義孝
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０号
香川県東かがわ市三本松1278番地３
破産者　伴仲　恵子（旧姓森高）
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１５号
北九州市門司区清見１丁目11番18号、住民票上の住所北九州市門司区新開13番１―102号
破産者　尾崎　幸司
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３７号
沖縄県浦添市伊祖３丁目９番13―202号　コーポシティ
破産者　安仁屋　均
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５９号
沖縄県那覇市繁多川１丁目15番２号
破産者　吉浜久美子
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４号
東京都板橋区加賀１丁目５―９　日興タクシー寮別館303号、開始決定時の住所秋田県にかほ市金浦字浜の田11番地３
破産者　柴田　孫八
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第８５号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地５　ライフヒルズ星の郷　南１番館301号室、前住所茨城県龍ケ崎市若柴町2991番地１　キャッスルマンション佐貫213号室
破産者　岡部美智子
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
新潟県十日町市川治1348番地２
破産者　高橋　孝義
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
山梨県甲府市中央３丁目11番22号　ヤマインハイツ403
破産者　深澤　義村
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市立花町２丁目21番４号304、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目１番６号
破産者　金谷　康雄
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９４号
長崎県西海市西彼町上岳郷331番地５　上岳第２住宅104号
破産者　丸田　祐喜
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
熊本市東区長嶺南１丁目２番15―101号　ヘンリーハイツ、前住所熊本市月出２丁目３番56―1104号
破産者　塚本　弘司
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目17番５号　ツインフィオーレＫ　Ｂ203号
破産者　福元　久幸
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺２丁目59番地３
破産者　中原　昌子
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係